

## 自家用有償旅客運送の現況等

### 1 自家用有償旅客運送制度の概要

- 1) 自動車を使用して他人を有償で運送するためには、原則、道路運送法（以下「法」という。）に基づく、バス、タクシー事業の許可が必要である（法第4条）。
- 2) 自家用有償旅客運送制度は、法第78条第2号の規定に基づき、十分な輸送サービスが提供されず、地域の交通や移動制約者の輸送が確保されない場合において、公共の福祉を確保する観点から、NPO法人等によるボランティア有償輸送を認める制度であり、平成16年3月から許可制度で、また、平成18年10月からは登録制度として運用されている。自家用有償旅客運送制度には、以下のような種類がある。

福祉有償運送…NPO法人等が要介護者や身体障害者等の会員に対し、営利とは認められない実費の範囲内で乗車定員11人未満の自家用自動車を使用し、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの。

過疎地有償運送…NPO法人等が過疎地域等において、当該地域の住民やその親族等の会員に対して、営利とは認められない実費の範囲内で運送を行うもの。

### 2 有償運送運営協議会の位置づけ

- 1) 自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない（法第79条）。
- 2) また、その登録申請に当たっては、“当該有償旅客運送が、バス、タクシー事業によることが困難な状況の中で、地域住民の生活に不可欠な旅客輸送を確保するために必要であること”について地方公共団体、住民又は旅客、運送事業者等の関係者の協議が整うことが必要であるとされ、合意がない場合は、登録を拒否しなければならないとされている（法第79条の4）。

3) 登録の有効期間は登録の日から2年とされているが、国土交通大臣の運行管理方法の改善命令等や業務の停止命令を受けておらず、かつ重大な事故を引き起こしていないときには、3年となる（法第79条の5）。

また、事業を引き続き行うには、登録の有効期間の更新の登録を受けなければならない（法第79条の6）。登録申請と同様、協議会で協議が整うことが必要である。

4) 広島市有償運送運営協議会は、上記の関係者間での協議を行うものであり、次のことについて協議を行う（広島市有償運送運営協議会規約第2条）。

- ① 福祉有償運送等の必要性に関すること
- ② 登録（有効期間の更新登録、変更登録を含む。）の申請内容に関すること
- ③ これら運送の適正実施に関すること

### 3 広島市における自家用有償旅客運送実施団体

- ・ 平成26年7月現在1団体  
 ⇒「特定非営利活動法人さわやかあ広島」（運送種別：福祉有償運送）

#### （参考1）広島市における自家用有償旅客運送の登録（許可）状況

登録（許可）年月	登録（許可）種類	運送種別	実施団体
平成18年7月	許可（新規）	福祉有償運送	・ 特定非営利活動法人あんしん介護支援サービスセンター
平成18年9月	〃	〃	・ 特定非営利活動法人さわやかあ広島
平成20年7月	有効期間の更新登録	〃	・ 特定非営利活動法人あんしん介護支援サービスセンター
平成20年9月	〃	〃	・ 特定非営利活動法人さわやかあ広島
平成22年7月	登録抹消	〃	・ 特定非営利活動法人あんしん介護支援サービスセンター
平成23年9月	有効期間の更新登録	〃	・ 特定非営利法人さわやかあ広島

## (参考2) 協議会の開催状況

### <設立準備会>

- ・ 日時：平成18年2月13日(月)
- ・ 議題：広島市有償運送運営協議会の設立等

### <第1回>

- ・ 日時：平成18年2月13日(月)
- ・ 議題：運営協議会の公開に関する取扱いについて等

### <第2回>

- ・ 日時：平成18年3月9日(木)
- ・ 議題：道路運送法第4条及び第80条第1項の許可の仕組みについて等

### <第3回>

- ・ 日時：平成18年6月15日(木)
- ・ 議題：福祉有償運送実施団体に関する協議等

### <第4回>

- ・ 日時：平成19年2月28日(水)
- ・ 議題：道路運送法等の改正に伴う規約等改正について等

### <第5回>

- ・ 日時：平成20年6月30日(月)
- ・ 議題：福祉有償運送の登録（有効期間の更新）の申請内容に係る協議について等

### <第6回>

- ・ 日時：平成20年8月19日(火)
- ・ 議題：福祉有償運送の登録（有効期間の更新）の申請内容に係る協議について等

### <第7回>

- ・ 日時：平成23年7月21日(木)
- ・ 議題：福祉有償運送の登録（有効期間の更新）の申請内容に係る協議について等